

ご利用いただける方

原則として、中小企業信用保険法に定める中小企業・小規模企業者の方であればご利用いただけます。商工業のほぼすべての業種でご利用いただけますが、農林漁業、金融・保険業、性風俗関連特殊営業などご利用いただけない業種もあります。

中小企業者

資本金または常時使用する従業員数のいずれか一方が次の表に該当している方

業種	資本金	常時使用する従業員数
建設業・製造業・運輸業・その他	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業、飲食店	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

小規模企業者

常時使用する従業員数が20人(娯楽業・宿泊業・旅行業を除く商業・サービス業は5人)以下の方

信用保証料

信用保証料は、当協会をご利用いただくうえで中小企業・小規模企業者のみなさまにお支払いいただく唯一の費用で、借入金額、保証期間、保証料率、返済方法などにより算出されます。

保証料率は、中小企業・小規模企業者のみなさまが保証のお申込みをする際の直近申告書(決算書)により区分が決定され、さらにご利用になる制度によって適用される保証料率が決定します。ただし、特別小口保証など区分に関係なく固定の保証料率が適用される制度もあります。

保証料率

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
特別小口保証	0.80%(責任共有制度対象外) または 0.70%(責任共有制度対象)								
小口零細企業保証	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
クレシェンド	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%
商工いきいき特別保証	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

信用保証料のシミュレーション

信用保証料については、当協会ホームページ(信用保証料について⇒信用保証料シミュレーション)で概算額を計算できます。

[シミュレーションはこちら](#)



お問い合わせ

本所

〒320-8618
栃木県宇都宮市中央3丁目1番4号
栃木県産業会館

総務課・企画課 TEL.028-635-2121
保証一課 TEL.028-635-8883
保証二課 TEL.028-635-8884
保証統括課 TEL.028-635-8885
企業支援課 TEL.028-635-2195

足利支所

〒326-0821
栃木県足利市南町4254番地1
ニューミヤコホテル足利本館
業務課 TEL.0284-70-6339

facebook 栃木県信用保証協会 情報発信中!



小規模企業者向け

保証制度のご案内

特別小口保証

小口零細企業保証

小口カードローン根保証
「クレシェンド」

商工いきいき
特別保証

初めて当協会をご利用する方に 特別小口保証

保証限度額	2,000万円
対象資金	運転資金、設備資金
責任共有制度	対象外 ただし、NPO法人(医業を主たる事業とする方を除く)については対象の扱いとなります。
保証期間	運転資金 10年以内 設備資金 20年以内 (据置期間12か月以内)
返済方法	一括返済、分割返済
貸付形式	証書貸付、手形貸付、 手形割引・電子記録債権割引
保証人	不要
担保	不要
貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	責任共有制度対象外 0.80% 責任共有制度対象 0.70%

ご利用いただける方

- 次の(1)から(3)すべての要件を満たす**小規模企業者**
- 県内において同一事業を1年以上継続して営んでいる。【居住要件】
 - 保証委託申込日以前の1年間において、次に掲げる①から③いずれかの税目について課税があり、完納している。【納税要件】
 - 源泉徴収を除く所得税(法人の場合は法人税)
 - 事業税
 - 所得割(法人の場合は法人税割)のある住民税(県民税または市町村民税)
 - 他の保証制度を利用した保証付借入がない。

提出書類

- 所定の申込書類のほか、ご利用いただける方(2)の納税要件①から③に応じた次の書類を添えてお申込みください。
- 納税要件①**
 - 国税納税証明書(その1)または領収書
- 納税要件②**
 - 県税納税証明書または領収書
- 納税要件③**
 - 課税証明書または納税通知書(所得割があることの確認)
 - 完納証明書、納税証明書または領収書(完納していることの確認)

保証付借入が2,000万円以内の方に 小口零細企業保証

保証限度額	2,000万円
対象資金	運転資金、設備資金、借換資金
責任共有制度	対象外
保証期間	10年以内(据置期間6か月以内)
返済方法	一括返済、分割返済
貸付形式	証書貸付、手形貸付、 手形割引・電子記録債権割引 ただし、根保証は除きます。
保証人	原則として法人代表者のみ
担保	原則として不要
貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	0.50%~2.20% 設備資金の場合 0.425%~1.870% (基準保証料率から15%割引引き)

ご利用いただける方

本件承諾後の保証付借入が2,000万円以内となる**小規模企業者**

留意事項

- 医業を主たる事業とする場合を除いて、NPO法人は対象となりません。
- 設備資金の場合、設備割を適用することで保証料率を割り引きします。なお、設備割には取扱期限がありますので、ホームページでご確認ください。

スピーディな資金調達をご希望の方に 小口カードローン根保証 「クレシェンド」

保証限度額	300万円または平均月商の3倍の いずれか少ない額 取扱額は50万円以上10万円単位となります。
対象資金	運転資金、設備資金
責任共有制度	対象
保証期間	1年または2年
返済方法	約定返済、随時返済
貸付形式	当座貸越
保証人	原則として法人代表者のみ
担保	原則として不要
貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	0.39%~1.62% (通常より低い保証料率)

ご利用いただける方

- 確定申告(決算)を1期以上行い、次の要件を満たす**小規模企業者**
- <個人の場合>
直近の確定申告において、青色申告特別控除前の所得金額(白色申告の場合は所得金額)を計上している。
 - <法人の場合>
直近2期いずれかの決算において経常利益を計上している、または直近の決算において債務超過でない。

提出書類

- 所定の申込書類のほか、「信用情報照会に係る同意書」を添付してお申込みください。

留意事項

- 初回の保証申込時に(株)日本信用情報機構(JICC)へ信用情報の照会を行います。
- 他の当座貸越・カードローン型保証制度を既に利用している場合、本制度はご利用いただけません。※更新時を除きます。

商工会・商工会議所の推薦がある方に 商工いきいき特別保証

保証限度額	500万円または平均月商の3倍の いずれか少ない額
対象資金	運転資金、設備資金、借換資金
責任共有制度	対象
保証期間	10年以内(据置期間6か月以内)
返済方法	分割返済
貸付形式	証書貸付
保証人	原則として法人代表者のみ
担保	不要
貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	0.45%~1.90% 設備資金の場合 0.405%~1.710% (基準保証料率から10%割引引き)

ご利用いただける方

- 県内で同一事業を1年以上営み、次の(1)及び(2)の要件を満たす**中小企業者**
- 商工会または商工会議所の経営指導を受け、本制度利用に係る「推薦書兼経営指導報告書」の発行を受けている。
 - 本件承諾後の保証付借入が5,000万円以内である。ただし、本制度の残高以内で借換する場合はこの限りではありません。

提出書類

- 所定の申込書類のほか、「推薦書兼経営指導報告書」を添付してお申込みください。

留意事項

- 土地の購入、建物の新築・増築・改築資金等の不動産取得資金にはご利用いただけません。
- 資金使途が設備資金で必要性が認められる場合、500万円の範囲内で取り扱うことができます。
- 設備資金の場合、設備割を適用することで保証料率を割り引きします。なお、設備割には取扱期限がありますので、ホームページでご確認ください。